

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

会計名			実質収支額				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等	一般会計		985,170	962,987	958,627	1,036,347	1,271,160
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付特別会計	0	0	0	0	0
	合計(1)		985,170	962,987	958,627	1,036,347	1,271,160
標準財政規模		14,801,830	15,487,071	16,044,647	15,561,287	15,950,337	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(6.65%)	(6.21%)	(5.97%)	(6.65%)	(7.96%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)		▲ 2,348	73,786	173,418	53,670	61,210
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)		7,324	8,075	21,751	23,240	1,809
	後期高齢者医療特別会計		26,992	25,312	28,479	31,594	32,160
	介護保険特別会計(保険事業勘定)		115,751	113,391	202,122	209,925	190,226
会計名(公営企業会計)			資金不足・剰余額				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,355,244	1,370,070	1,388,289	1,367,810	835,301
		工業用水道事業会計	666,931	668,461	678,808	705,072	238,346
		下水道事業会計	102,468	133,539	189,966	302,146	373,272
		簡易水道事業会計	-	-	-	24	8
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道特別会計	0	0	561	-	-
	宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	-
合計(2)		3,257,532	3,355,621	3,642,021	3,729,828	3,003,492	
標準財政規模		14,801,830	15,487,071	16,044,647	15,561,287	15,950,337	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(22.00%)	(21.66%)	(22.69%)	(23.96%)	(18.83%)	

○用語解説

- 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費 比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	8.8%	9.4%	9.2%	8.6%	8.1%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（１）単年度の実質公債費の比率を計算し、（２）その過去３ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（１）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

R5決算単年度の実質公債費の比率	＝	元利償還金等(a)	－	算入公債費等の額(b)	＝	一般会計等の負担額(分子)	＝	7.51244249%
		4,173,543		3,216,955		956,588		
		標準財政規模(c)		算入公債費等の額(b)		比較する財政の規模(分母)		
		15,950,337		3,216,955		12,733,382		

（２）過去３ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

R5年度の実質公債費比率	＝	7.895027751	}	24.31841723	／3＝	8.1%
		+				
		8.910946986				
		+				
		7.512442492				
		(R3単年度の実質公債費比率)				
		(R4単年度の実質公債費比率)				
		(R5単年度の実質公債費比率)				

- 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式:「元利償還金等(a)」－「算入公債費等の額(b)」】

○「元利償還金等(a)」の内訳

	(単位: 千円、%)									
	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	
①元利償還金	2,878,704	3,029,627	5.2	2,969,179	▲ 2.0	3,005,383	1.2	3,030,120	0.8	
②積立不足額	0	0		0		0		0		
③満期一括償還債	0	0		0		0		0		
④公営企業債繰入額	905,750	908,388	0.3	957,817	5.4	987,388	3.1	958,405	▲ 2.9	
⑤組合等負担等額	1,024	1,226	19.7	979	▲ 20.1	1,022	4.4	1,137	11.3	
⑥債務負担行為	115,811	154,784	33.7	168,780	9.0	192,723	14.2	183,541	▲ 4.8	
⑦一時借入金	0	0		0		0		340	皆増	
元利償還金等(a)	3,901,289	4,094,025	4.9	4,096,755	0.1	4,186,516	2.2	4,173,543	▲ 0.3	

○「算入公債費等の額(b)」の内訳

	(単位: 千円、%)									
	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	
事業費補正(元利・準元利)	678,295	649,169	▲ 4.3	596,803	▲ 8.1	540,367	▲ 9.5	549,150	1.6	
公債費算入(元利・準元利)	1,913,920	2,247,924	17.5	2,440,981	8.6	2,499,675	2.4	2,635,365	5.4	
密度補正(元利・準元利)	34,880	34,816	▲ 0.2	34,825	0.0	33,717	▲ 3.2	32,440	▲ 3.8	
算入公債費等の額(b)	2,627,095	2,931,909	11.6	3,072,609	4.8	3,073,759	0.0	3,216,955	4.7	

◎ 一般会計等の負担額(分子)

	(単位: 千円、%)									
(a)－(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	
一般会計等の負担額	1,274,194	1,162,116	▲ 8.8	1,024,146	▲ 11.9	1,112,757	8.7	956,588	▲ 14.0	

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	8,370,385	8,711,789	4.1	8,227,835	▲ 5.6	8,593,873	4.4	8,784,217	2.2
普通交付税額	5,779,909	6,110,975	5.7	6,878,462	12.6	6,701,690	▲ 2.6	7,047,751	5.2
臨時財政対策債発行可能額	651,536	664,307	2.0	938,350	41.3	265,724	▲ 71.7	118,369	▲ 55.5
標準財政規模(c)	14,801,830	15,487,071	4.6	16,044,647	3.6	15,561,287	▲ 3.0	15,950,337	2.5
算入公債費等の額(b)	2,627,095	2,931,909	11.6	3,072,609	4.8	3,073,759	0.0	3,216,955	4.7

◎ 比較する財政の規模(分母)

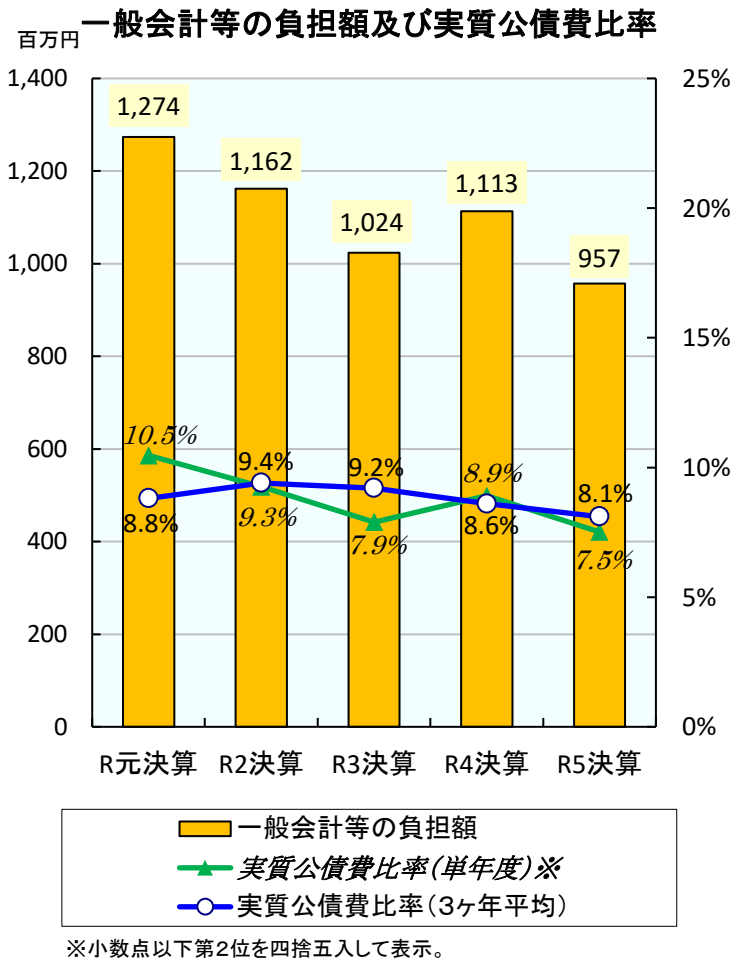
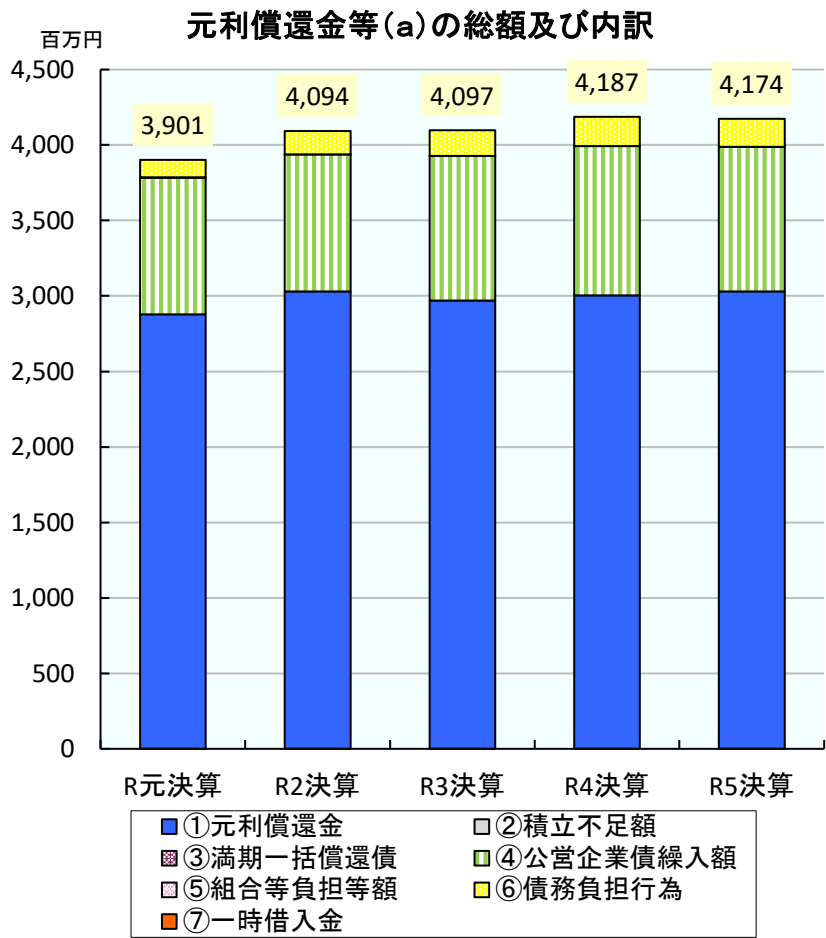
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	12,174,735	12,555,162	3.1	12,972,038	3.3	12,487,528	▲ 3.7	12,733,382	2.0

(単位:%)

単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	10.46588694	9.256081284	▲ 11.6	7.895027751	▲ 14.7	8.910946986	12.9	7.512442492	▲ 15.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	－	－	－	－	－

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

令和5年度
将来負担比率

=

将来負担額(A)
44,637,811

－

充当可能財源等(B)
50,176,714

=

実質的な将来負債額(分子)
▲ 5,538,903

=

－

標準財政規模(C)
15,950,337

－

算入公債費等の額(D)
3,216,955

=

比較する財政の規模(分母)
12,733,382

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	31,459,254	31,428,394	▲ 0.1	30,794,163	▲ 2.0	28,745,639	▲ 6.7	30,092,865	4.7
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	12,124,437	12,171,998	0.4	11,872,243	▲ 2.5	11,757,926	▲ 1.0	11,625,939	▲ 1.1
④組合負担等見込額	1,060,613	1,203,544	13.5	1,052,922	▲ 12.5	847,292	▲ 19.5	763,714	▲ 9.9
⑤退職手当負担見込額	2,818,570	2,611,207	▲ 7.4	2,385,802	▲ 8.6	2,364,077	▲ 0.9	2,155,293	▲ 8.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	47,462,874	47,415,143	▲ 0.1	46,105,130	▲ 2.8	43,714,934	▲ 5.2	44,637,811	2.1

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	15,562,478	16,480,151	5.9	17,189,084	4.3	17,217,929	0.2	16,333,732	▲ 5.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	171,963	316,196	83.9	296,305	▲ 6.3	267,838	▲ 9.6	239,588	▲ 10.5
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	32,461,255	33,590,359	3.5	33,671,736	0.2	33,034,586	▲ 1.9	33,603,394	1.7
充当可能財源等(B)	48,195,696	50,386,706	4.5	51,157,125	1.5	50,520,353	▲ 1.2	50,176,714	▲ 0.7

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 732,822	▲ 2,971,563		▲ 5,051,995		▲ 6,805,419		▲ 5,538,903	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

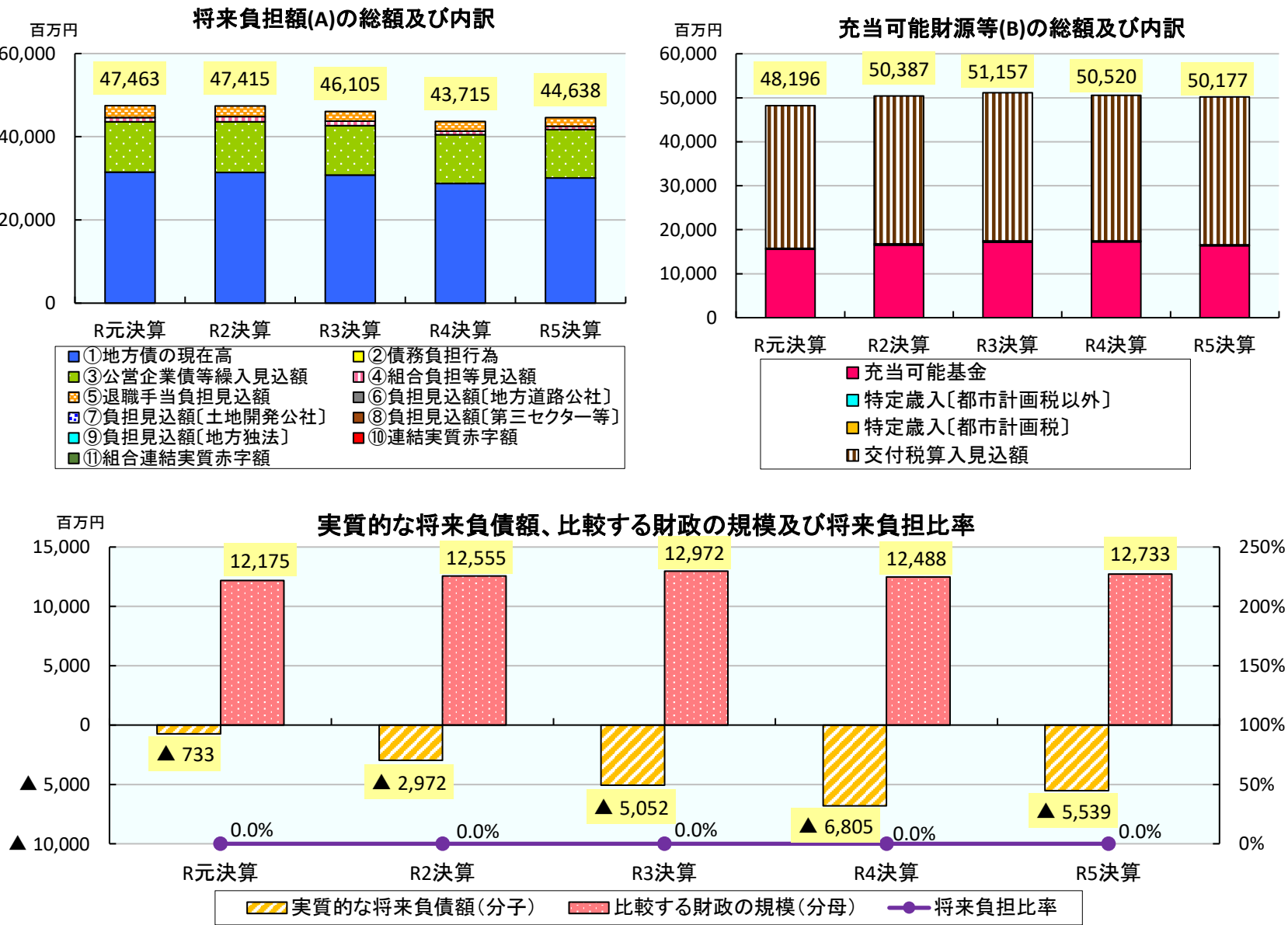
	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	14,801,830	15,487,071	4.6	16,044,647	3.6	15,561,287	▲ 3.0	15,950,337	2.5
算入公債費等の額(D)	2,627,095	2,931,909	11.6	3,072,609	4.8	3,073,759	0.0	3,216,955	4.7

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)〔算定の分母〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	12,174,735	12,555,162	3.1	12,972,038	3.3	12,487,528	▲ 3.7	12,733,382	2.0

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。